

進駐軍用労働者待遇の一部に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年四月十日

小川友三

参議院議長 松平恒雄殿

進駐軍用労働者待遇の一部に関する質問主意書

進駐軍作業に直接従事する労働者も一般の労働者と同一の数の極めて少ない地下タビや靴の配給で作業に困つてゐる、特殊事情を政府はよく知つてゐるはずである、一般労働者より多くすべきであるが処見を問う。

右質問に対し答弁を要求する。